

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 二 十 四 年 九 月 二 十 八 日

目 次

告 示

○道路の供用開始

(道路維持課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第四百四十七号の二

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
県道	白鳥線 板取	関市板取字杉澤三八四五番二 地先から 同市同 字下新谷三三三番 一〇地先まで	四九・〇	平成 二四・九・二六	平成 二四・九・二六

平成二十四年九月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社